

所属長 各位
研究者 各位
関係者 各位

平成 30 年 6 月 11 日
川崎医科大学 利益相反委員会
委員長 勝山 博信

利益相反申告に関する運用の変更について

平素より、本学研究活動の適正執行にご協力いただき、感謝申し上げます。

平成 30 年 6 月 11 日より、以下のとおり利益相反申告に関する運用を変更しますので、内容を確認の上遺漏のなきようお願いいたします。

主な変更点

I. 利益相反マネジメントの管理方法…自己申告の対象については以下の 3 区分とする

- (1) 定期…申告対象者：従来どおり、所属長を中心とした申告／
申告時期：委員会設定期間 ※新たな受入が発生した場合は、随時申告下さい。
- (2) AMED・厚生労働科研…申告対象者：研究(開発)代表者・分担者／
申告時期：交付申請前
- (3) 臨床研究・治験…申告対象者：研究(治験)責任者(医師)・研究(治験)分担者(医師)／
申告時期：倫理委員会・治験審査委員会 受審前

II. 申告対象期間：**前年度および当該年度（予定を含む）**の活動・報酬について申告。

(2)、(3)の自己申告の対象は、当該研究課題と関わりのある企業等について申告。

III. 自己申告方法…自己申告書⇒自己申告チェックシート（WEB 申告）にて申告。

該当事項がある場合は、詳細な企業情報を作成（各企業ごとに作成し、WEB 申告の際にアップロード）

詳細：<http://www.kawasaki-m.ac.jp/med/kenkyu/O6.html>

※上記のサイト内の「申告上の留意点」等は必ずご確認ください。

WEB 申告は上記より、お願いいたします。（学園 ID・パスワードによるログインが必要です。）

自己申告をお願いいたします

平成 30 年度 (1) 定期 (2) AMED・厚生労働科研 の申告期限

6月29日(金)

注 1：利益相反の申告が適正になされていない場合、研究結果が正しい場合でも、研究結果に疑義を持たれる可能性があります。本学では、自己申告に申告漏れがあることが判明した場合は、一定期間の研究中止等のペナルティを科しますので、自己申告にあたっては、遺漏なきよう留意願います。

注 2：学園で受け入れている奨学寄附金・受託研究費・共同研究費等、貴教室の受入額については、経理課より所属長または教室宛に通知が行われておりますので、これを参考に作成してください。

不明な点等お問い合わせ・個別相談等ございましたら、利益相反委員会メールアドレス

(kmscoi@med.kawasaki-m.ac.jp) にて受け付けております。

以上

【問合せ先】：利益相反委員会 (kmscoi@med.kawasaki-m.ac.jp)